

あさぎり町 ちよう



(役 場)

一 概 況

平成一五年四月一日、上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村の合併により、人口一六、六三八(平成二二年国勢調査)、面積約一五九平方キロメートルの「あさぎり町」が誕生した。

本町は、熊本県の南端、人吉盆地のほぼ中央に位置し、東は多良木町、西は錦町、相良村、南は標高一、四一七メートルの白髪岳を主峰として国見岳、小白髪岳などが連なる九州山脈の一部となつて宮崎県と接している。町の北部には北岳山、高山、東部には黒原山などがあり、これらから流れる球磨川本流、支流の免田川、井口川、水無川に沿った形で緩やかな平地が形成されている。

基幹産業である農業では、特産品である米、大豆、メロン、イチゴや、農産物加工品の振興が図られ、「あさぎりブランド」の確立に向けた取組みが進められている。

交通面では、東西にくま川鉄道が走り、中央にあさぎり駅、東に東免田駅、西におかどめ幸福駅がある。鉄道沿いを国道二一九号が並進し、九州自動車道人吉インターチェンジまでを三〇分弱で結ぶ。また町北部には県道四八号線、南部には県道四三号線が走る。

名所旧跡としては、上地区の白髪岳山麓に谷水薬師があり、胎内仏は秘仏とされ、中国から渡来した純金製の古仏と伝えられる。日本七薬師の一つとも言われ、旧正月八日、春秋の彼岸の中日、夏の土用丑の日の祭日には、善男善女の参拝者が多く、これらの日にのみ秘仏像の拝観ができる。また、谷水薬師の入口近くに、上村を領した上村家一族を葬る約七〇基の苔むした五輪塔が建ち並んでいる。免田地区には、昭和一三年二月、才園公会堂建設敷地造成の際、発出された横穴式関室内に副葬されていた遺物は、一五〇〇〇八〇〇年前のものとして推定され、昭和三年に鍍金獣帯鏡、玉類、馬具などが国重要文化財に指定された。岡原地区には、平家の勇将平景清息女の墓と伝えられている板碑があり、その南に「おともの墓」という小さな御堂を祀っている。岡本城趾は、戦国時代に岡本の地頭であった相模守頼春の居城の跡である。また、江戸初期に相良家の家老として縦横に敏腕をふるった老臣、相良清兵衛頼兄が、隠居所として構えた館の跡もある。また、宮原観音堂及び厨子は県の重要文化財に指定されている。須恵地区には、藤

原時代の作と言われる木造釈迦如来座像と鎌倉時代の作と言われる木造文珠菩薩、騎獅子像、普賢菩薩騎象像を安置した真言宗の平等寺金堂・「釈迦堂」及び阿蘇川上流の林に包まれて二つの滝を有し、この地方で雨の神として信仰されている布水滝がある。深田地区には、高山城趾、毘沙門堂があるが、本尊毘沙門天立像や仁王像は、県の重要文化財に指定されている。

主要施設や観光面では、「薬師温泉ヘルシーランド」や「ふれあい温泉温華乃遙」の天然温泉、物産館やオートキャンプ場が整備された「ビハ公園」、ブランドとして全国的に知られる球磨焼酎の蔵元が五社あり、その豊かな風味を楽しむことが出来る。

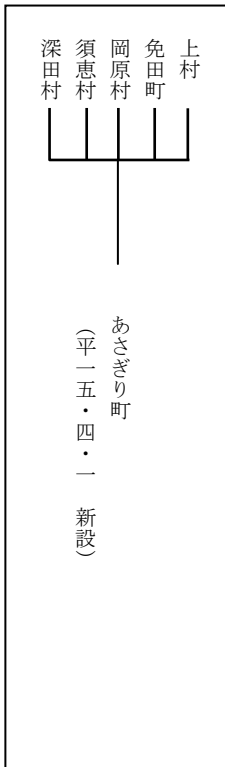
二 町名の由来

「あさぎり」の町名は、住民公募の上、小委員会における選定を経て残った四つの最終候補のひとつであった。他には「五彩町」「五福町」「なかくま町」といった候補が挙げられた。この最終候補についての各町村の意向が合併協議会に持ち寄られ、協議の結果、あさぎり町に決した。

当地域には球磨川の恵みを受けた豊かな自然環境があり、新鮮さや清らかさ、自然を表すイメージで好感が持てること、この町名に決した大きな理由であった。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 球磨郡上村

明治二八年一月二七日、それまで組合村であった上村と皆越村が合併して上村が新設され、以後、近年まで村制を継続した。南部山岳地帯は宮崎県に接する、面積約九〇平方キロメートルの村である。

(二) 球磨郡免田町

当地域は明治二二年の町村制施行の際、独立村として免田村と称し、以後、昭和一二年に町制を施行し、近年に至っている。人吉盆地の中央に位置する帯状の平坦地で、面積は約一〇平方キロメートルである。

(三) 球磨郡岡原村

明治二二年に岡本村と宮原村の合併により誕生し、以来近年まで村制を継続した。面積は約二〇平方キロメートルである。

(四) 球磨郡須恵村

当地域は明治二二年の町村制施行の際、独立村となり、以後、村制を継続し近年に至っている。面積は約一八平方キロメートルである。

(五) 球磨郡深田村

明治二二年の町村制施行の際に水上村と組合村として発足していたが、二七年分離し、単独村となり、その後、昭和二八年に一部境界変更を経て以後の村域を形成した。面積は約二二平方キロメートルである。

2 検討の経緯

平成八年一〇月、上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村の五か町村の首長レベルで設置された「中球磨地域広域行政懇話会」が発端となり、当地域の合併に向けた気運が醸成されていった。昭和の大合併での県の勧告もあったように、元来地理的、経済的に一体感のある当地域で、地方分権への対応や行財政の効率化を目指した広域的な行政の取組の検討が開始されたものであり、任意協議会、法定協議会における約七年にわたる協議の結果、いわゆる「平成の大合併」の本県における第一号として、平成一五年四月一日、新町「あさぎり町」が誕生した。
(第二編「人吉・球磨地域」参照)

3 合併条件協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方式

上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併(対等合併)とする。

(二) 合併の期日 合併の期日は、平成一五年四月一日とする。

(三) 新町の名称 新町の名称は、あさぎり町とする。

(四) 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置は、免田町甲字久鹿一一九九番地とする。現在の上村・岡原村・須恵村・深田村のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。

(五) 財産及び債務の取扱い

1 財産及び債務の取扱いについては(山林の取扱いを除く)

(1) 公有財産(山林を除く)については、現行のまま新町に引き継ぐ。

(2) 物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。

(3) 共通の基金額については、合併後の推定標準財政規模の最低二〇%を確保する。また、その他の基金額(奨学基金、救護施設基金、土地開発基金等)については、合併時の現有額を持ち寄る。

(4) 債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。

2 山林の取扱いについて

(1) 岡原村・須恵村・深田村の所有する山林については、すべて新町に引き継ぐ。なお、関係村が締結している分収林契約についても、新町に引き継ぐものとする。

(2) 上村の所有する山林については、合併時に財産区を設置し財産区管理会を設けて管理運営にあたる。なお、分収林契約については財産区に引き継ぐものとし、当該山林に要した負債については上村が合併前に一括償還するものとする。また、財産区運営のため、合併時に基金を設置することとする。

(六) 議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項の規定を適用し、合併後一年一月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。

(七) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新町の農業委員会の委員の定数及び任期については農業委員会等に関する法律に基づき合併の日から五〇日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は二〇名とする。

(八) 地方税の取扱い

五か町村で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 個人町村民税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。

(2) 固定資産税の納期については、須恵村の例による。

(3) 軽自動車税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。

(4) 釐産税については、免田町、岡原村、須恵村、深田村の例による。

(5) 水利地益税については、設置しないものとする。

(九) 一般職員の身分の取扱い

一般職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(2) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

(3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

(一〇) 地域審議会

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四に基づく地域審議会を新町において設置する。各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を別紙のとおり定めるものとする(別紙略)。

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
上村	上村 勇一	上村 賢一	溝口 峰男	竹野 保良	
免田町	植薄 清重	橋口 棟助	長谷 政勝	尾曲 幸晴	金盛 直記
岡原村	深松文一郎		宮原 正孝	城本 勝行	上原 龍一
須恵村	橋口 一臣		岩崎 道人	福田 末且	恒松 健男
深田村	宮崎 司郎			上村 岩利	池田 賢

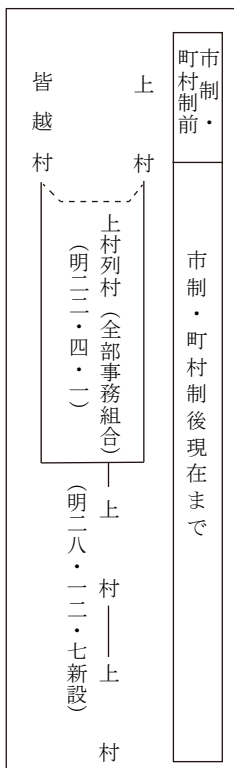
5 合併時の関係町村の現況表

区 分	あさぎり町		合併関係町村					
	人口(人)	戸数(戸)	上村	免田村	岡原村	須恵村	深田村	
人	一八、三三三	五、六〇〇	五、六〇〇	六、七六六	三、四四六	一、四六六	二、〇〇三	
戸	一、五九〇	二、七五三	二、〇〇五	二、〇〇五	八、六九	三、五	六、二六	
面 積 (km ²)	一、五九、四九	八、九七三	一、〇三三	二、〇三三	二、〇三三	一、七九	二、二二五	
業 態	第一次産業(人)	二、三三〇	七三	四六	五五	二、四	二、七六	
第二次産業(人)	二、六三三	八七	九六三	三九〇	一、八〇	二、八三		
第三次産業(人)	四、一五二	二、七二	一、六三四	五九	三三	四三六		
業 態 割合	計	九、〇一五	二、七二	三、〇三三	一、五〇	七、七五	九、九五	
中 学 校	中 学 校	五	一	一	一	一	一	
上 学 校	高 等 学 校	一	〇	〇	〇	〇	〇	
市町村税納税額(百万円)	一、二四	三三〇	四八一	一、四	六二	一〇三		
前年度予算総額(百万円)	一、四四六	四、八〇四	三、五〇八	三、四九	一、五二	二、二四		
生 産 額	第一次産業(百万円)	五、五八	二、五五六	一、二四九	八七	四二	六七一	
第二次産業(百万円)	一、一三八	三、八九	四、八五	九七	四七	一〇二六		
第三次産業(百万円)	二、六七五	七、六九	一〇、五六五	三、三三六	一、六八	三、七二五		
計 (百万円)	四、三、四九九	一三、八〇四	一六、六六五	五、〇七九	二、五〇九	五四四		

四 昭和以前の合併検討経緯

【旧球磨郡上村における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



建久九年(一一九八)、相良長頼が人吉の地頭職に補されて、その四男四郎頼村が上村の姓を名乗り、南北朝期頃には上村氏が麓城に拠ってこれを治めた。一四代頼孝に至り、当主に叛いて滅亡し、以降当主自ら当地を治め明治に至った。明治四年(一八七二)、廃藩置県によって、人吉県に属した。同七年の改正大区制のもとにおいては、久米村外五か村とともに第一四大区九小区に属したが、一二年の郡区町村編制法の施行により、上村、皆越村は同一行政区域となった。同二二年の町村制施行後両村は組合村となつて役場を設けていたが、同二八年合併した。なお、村名の由来は明らかでない。当初は南部高台を上村と称していたが、中世以後、当地域一円の総称となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一月、県は、免田町、岡原村、須恵村、深田村、上村の中球磨五か町村の合併試案を発表した。この関係五か町村は、合併を促進するため、昭和二九年六月一〇日、球磨地区合併研究会を設けた。当時から上村においては、関係町村の町村有財産の不均衡という点から合併に反対する動きがみられていたが、同年一二月には、上村合併促進委員が発足した。また、関係五か町村の間では、合併を促進するため、三一年三月二〇日、従来いわゆる「町村合併研究会」から一歩進んで、「町村合併促進協議会」を結成し、関係町村の利害関

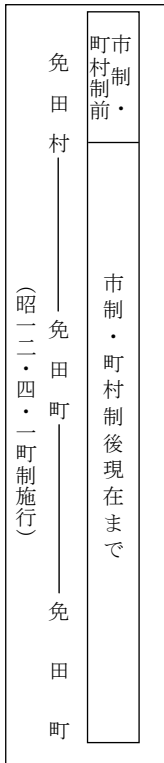
係を調整して、よりよい町を建設しようということになった。

ところが、隣村岡原村において、村有財産の不均衡、多良木町との合併問題などをめぐり、村内に合併賛成派と反対派の感情的対立が生じる等、五か町村合併の動きはなかなか進展しなかった。そして、町村合併促進協議会も、結成後、約七か月目の三一年一〇月七日を最後に、関係町村間の町村有財産をめぐる協議不調等により自然消滅となった。しかし、当地区は、地理的にも経済的にも合併の必要があると考えられ、新市町村建設促進法第二八条の規定による知事の五か町村合併勧告がなされたが、岡原村では合併賛成派と反対派の対立がさらに激化しており、また上村も議会が合併決議をしない等合併に極めて消極的な態度で終始し、できれば独立村として自立したいとの意思がみられた。これは、村有林一、七〇〇ヘクタールを有しているという財政的背景と、湯前、水上の合併の未解決や岡原村の合併反対が当時住民の合併意欲を盛りあげられない一因ともなったようである。

その後、長および議員の選挙を迎えて、合併促進を叫んでいた指導者も合併に対して消極的となり、結局合併は見送られた。

【旧球磨郡免田町における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



明治五年（一八七二）九月、戸長が置かれ、旧藩會計局より政事に関する書類の引き継ぎを受けたが、七年の改正大小区制のもとでは、本村は、大畑、西、一武の各村とともに第一四大区第五小区に属することになった。

明治一〇年の西南役を経て、一二年三月免田村は単独で一行政区域となり戸長役場の設立をみるに至った。明治一七年、須恵村とともに免田列村戸長役場のも

とに統治を受けることになったが、二三年、町村制施行の時、独立村となって再び免田村と称した。

昭和一二年四月一日、町村制施行により免田町となった。

なお、町名の由来は詳らかでないが、平河文書によると、南北朝時代、この地には永池村、黒田村、目田村があつて、当時この地域で南北朝の合戦があつたと書いてあり、この合戦を相良家文書には「目田川原の合戦」と記してある。この目田川は、現在の免田川と推定される。また免田家文書によると、室町時代、免田村が記されていて、黒田村はなくなっている。このことから、この時代に目田村と黒田村が統合され「免田村」と称したものと推定される。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年（一九五三）、町村合併促進法の施行にともなう県の合併試案では、免田町、岡原村、上村、須恵村、深田村の中球磨五か町村の合併となつていたので、以後関係各町村間で研究会、懇談会等が度々重ねられた。三一年一月、免田町において関係五か町村長が会合し、合併促進協議会の結成について協議し、一月二七日には町議会全員協議会を開き、県試案どおり合併を実現する運動を起すことを申し合せた。続いて三月三十一日、免田中学校において五か町村合併促進協議会を結成し、四月三〇日に関係五か町村長名をもって町村合併促進法第五条の規定による協議会設置届を知事に提出した。この間、三月一六日には県主催により免田地区五か町村合併についての経過報告と将来の対策について打ち合せ会が開かれ、本町においても本格的な検討の段階に入った。

以後数回にわたって協議会の総務委員会が開催されたが、五か町村の最終的な意思統一は困難な様子であった。

免田町においては、合併後地理的にも中心になるので、町の発展は、合併なくして考えられないという意見に基づき、最も積極的に活発な合併促進運動を行なつてきており、特に村内が賛成派と反対派に分かれて態度がきまらず五か町村合併を困難にしている岡原村に対しては、町民ともども賛成派を支援した。しかし、隣村岡原村では合併賛成派と合併反対派の間に感情的対立ができるなど合併の前途は暗さを増していった。このような事情から合併への意思統一は困難となり、町村合併協議会も結成後七か月で自然解散の形となり、以後町村合併に関す

る公式の会議は、事実上決裂した。しかし、当地区は、客観的にも合併の必要があるとして三十二年一月二日、知事の免田地区五か町村合併勧告がなされた。本町では、三十二年五月、知事勧告通りの合併案を出席議員全員で議決したが、結局岡原村、上村における村内の対立抗争はとけず、最終的には岡原村の合併反対により、この中球磨五か町村の合併は達成できなかった。

【旧球磨郡岡原村における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



明治四年（一八七二）、廢藩置県により、旧人吉藩は人吉県となり、同年一月、八代県に合併され、さらに六年、八代県は白川県と合併した。七年の大小区制の大改正により、本村は、白川県第一四大区第九小区の一部となった。一二年、郡区町村編制法施行に伴ない、岡本村と宮原村は一行政区域として戸長役場が設けられた。二二年四月、町村制の施行に伴い戸長は村長と改称され、同時に岡本村と宮原村が合併して岡原村となった。この際、両村の名を一字づつとって「岡原村」とした。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年（一九五三）一月、熊本県町村合併基準が示され、同四月には町村合併基準調査が実施されたが、球磨郡においても同六月二日に球磨郡町村合併基準委員会が発足し、地域的な調整、懇談会等を重ねた。

同年一〇月、町村合併促進法の施行に伴ない、県は、免田町、岡原村、上村、

須恵村、深田村の中球磨五か町村の合併試案を発表した。

関係各町村ともこの試案に基づき、研究会、懇談会等を重ねるとともに、二九年六月一〇日、中球磨地区五か町村の合併を進めるため中球磨地区合併研究会を発足させ、研究会等を重ねたが、当時から町村間における財産の不均衡をめぐって町村内部または関係町村間において合併の難航を予想させる問題が漸次表面化してきた。

三十一年一月、関係五か町村長は免田町に会合して、合併促進協議会の結成について打ち合わせを行ない、同月一三日、関係町村の利害調整ならびに意思統一を目的とする五か町村合併促進協議会を結成し、四月三〇日、関係町村長名をもって協議会の設置を知事に届け出た。

しかし、従来から村内問題で村民間に対立的空気があった本村は、合併問題をめぐり村長の率いる合併反対派と農協長の率いる合併賛成派に分かれたため、村内は賛否両論が正面から対立する状態となり、村民相互間の感情的対立が次第に表面化していった。

県は、この事態收拾のため指導者層に対する個別説得および地域住民との座談会等を開催するとともに、数回にわたって各団体等の有識者の啓発を行なう等、正常な合併気運の育成に努力を続けたが、村内の実情はなお好転することなく、両派の間には解け難い感情的な溝ができていった。このような村内事情に加え、合併促進協議会も町村有財産をめぐる協議不調等から、三十一年一〇月七日の会議以後は、自然解消の破目に陥り、五か町村合併は困難となってきた。

しかし、地理的にも経済的にも当地区は合併条件を備えていたので、翌三十二年一月一二日に至り、新市町村建設促進法第二八条の規定に基づく知事の中球磨地区五か町村に対する合併勧告がなされた。県は、特に合併反対の強い本村に対しては、村民に直接説得を行なうとともに、村内指導者にも協力を懇請し各方面に働きかけた。

しかし、村内における賛成派と反対派の対立は激化する一方で、しかも、合併賛成派の増加の傾向を察知した合併反対派は、村内における反対派優位の地盤確保と題して、一月二〇日、村民有権者による合併賛否の任意投票を行なった。その結果は、合併反対一、〇二四票、合併賛成八八八票で反対派が多数を占め、ますます本村の合併促進は困難となった。

この住民投票の結果が判明した後、一月二三日、臨時村議会を開き、村としての正式態度について協議した結果、合併賛成六人、合併反対九人、保留一人で、中球磨地区五か町村合併には反対する旨を決議した。

また、知事の勧告を受けた他の町村においては、五月に免田町、六月に深田村、七月に須恵村がそれぞれ議会で合併賛成の議決を行なったが、上村は依然町村間の財産の不均衡をめぐって合併への消極的態度を捨てていなかった。

一方、本村における合併反対派は、早くから賛成派の牙城である農協の二分を策していたが、一〇月二六日、ついに岡原中央農協（組合員数二七一一名）を設立したため、村内には従来の岡原農協（組合員数七五六名）と二つの農協が共存することとなった。

また、かねてから合併反対派に農協分立の気運があることを察知していた合併賛成派は、議会展散請求をおこし、三三年三月、村議会展散の住民投票を行なうこととなった。

住民投票の結果は、解散反対（合併反対派）九九四票、解散賛成（合併賛成派）九八五票、その差九票の僅差をもって村議会展散は不成立となった。

その間、合併反対派は、隣接多良木町との合併を隠密裡に進め、三二年一月一日、本村と多良木町との合併賛成の議員同志が突然両町村議会を召集して、それぞれ両町村の合併議決を行なったが、多良木町との合併については、以後さしたる動きはみられなかった。

また、合併賛成派は、三二年六月以来村長解職の署名運動を続けてきたが、八月に本村選挙管理委員会は、提出された署名簿を審査した結果、署名総数七九七、有効六七一、無効一〇八で、リコール成立に必要な有権者総数二、〇八一人の三分の一に達しないとしてその旨告示した。しかし、賛成派は、その審査結果を不服として熊本地方裁判所に署名無効取消請求訴訟を提起した結果、同地裁は二月二四日、さきに本村選挙管理委員会が無効と認定した一〇八人の署名のうち五二が有効である旨判決した。

ところが今度は、合併反対派がこれを不服として最高裁まで上告し、両派は泥沼の抗争をつづけていった。しかし、反対派からなされた最高裁判所の上告審の判決が翌三三年八月一日になされ、上告棄却となった合併賛成派の村長解職請求が確定し、村長は、八月一九日自発的に辞職した。

この村長辞任により、八月三十一日、村長選挙が執行されることとなったが、一九日に辞任した合併反対派の前村長は再び立候補し、合併賛成派の農協長と争うこととなった。この村長選挙執行の結果、

当選 合併反対派 前村長 一〇八九票
合併賛成派 農協長 一〇四四票
(次)

その差四五票で前村長が再選された。この選挙についても、合併賛成派は、選挙期日の告示の時間、不在者投票証明事由、選挙人資格等について疑義があるとして村選挙管理委員会に異議の申出をしたが、同委員会が却下したため、一月四日に県選挙管理委員会に対し村長選挙無効の訴願を行なった。しかし、翌三四年二月二三日に至りこれを取り下げたので一応この争いもおさまった。

結局、町村合併をめぐって長い間村内は二分され争われてきたのであるが、反対派の反対理由は村有林九〇〇ヘクタールを持ち財政的にも富裕で、独立村として将来に不安はなく、わざわざ合併する理由はないということであった。これが村民の過半数の意見であり、このような経緯を経て合併は見送られた。

【旧球磨郡須恵村における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



明治四年（一八七二）の廃藩置県により人吉県に属した。のち人吉県は八代県に、さらに八代県は白川県に合併され、七年の大小区制の改正により黒肥地、多良木と共に白川県第一四大区、第八小区となった。十二年、郡区町村編制法の施行に伴ない須恵村は一村で一行政区をなし、字堂園に役場を設け、須恵村戸長役場と称して村政を行なっていたが、一七年には免田町と行政区を同じくし、

同一の戸長役場を設けた。二二年、町村制の実施と共に、免田村と分離して須恵村となった。

相良長頼当時（一一九八）、球磨郡は白間荘、須恵荘、永吉荘の三か荘に分かれていた。そのうち須恵荘は、今でいう須恵村、免田町、上村、錦町にわたる大村であった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年（一九五三）県の合併試案として須恵村、岡原村、上村、深田村、免田町の五か町村合併案が示された。これに伴ない二九年五月七日、須恵村公民館に村議会議員をはじめ各団体役員代表者約一〇〇名を集めて、第一回町村合併懇談会が県の主催で開催されたところ、代表者約半数が隣村多良木町との合併を強く打ち出したため、県試案として示された五か町村合併の進展はみられなかった。また、同月一七日、深田村から議会代表者が来村し、村議会全員協議会を開いて、深田村代表者と懇談したが、中球磨五か町村合併については賛否両論が対立し、ここでも結論を出すには至らなかった。

九月一日、免田町において、中球磨五か町村の町村合併に関する第一回協議会が、一〇月八日には同じく第二回協議会が開催された。本村においては、一〇月二三日、第二回須恵村町村合併懇談会が開かれたが、第一回同様結論がでず、十一月二八日の第三回合併懇談会でも、浜の上、屯所、諏訪原、阿蘇、平山、竹原、中島部落等が強力で多良木町との合併を主張したため、中球磨五か町村合併への意見はまとまらず、一二月二九日の第五回懇談会でも同様で、以後は分村合併について研究がなされることとなった。翌三〇年一月三〇日、臨時議会が召集され、町村合併について熱心な討論が行われたが、結局議会自体が混乱に陥り、結論が得られないまま散会となった。

その後、研究会等を重ね、同年九月一八日、中球磨五か町村合併促進協議会規約および委員選出について臨時議会を召集した結果、本村は、条件を付して協議会の委員を選出することとした。すなわち条件は、

一、須恵村は、免田地区に持ち出した新町村建設計画と同条件を多良木地区に持ち出して比較検討する。

二、多良木地区合併に対する研究委員は、免田地区合併に対して選出した一六

名の委員をもってあてる。

三、多良木地区合併研究は、免田地区合併促進建設計画の樹立と同時に進行するものとする。

このような経過を経て、翌三一年三月三十一日、五か町村合併促進協議会が発足し、四月、関係五か町村長名をもって町村合併促進法第五条に基づき協議会設置届を知事に提出した。

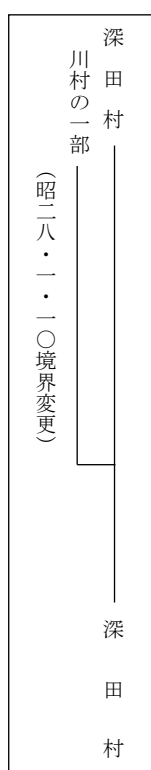
以後、数回にわたって協議会を開催したが、上村、岡原村の意見と他の関係町村の意見が一致せず、協議会は、同年一〇月二日を最後に自然解散の形となった。ところが、翌三二年一月二二日、知事による中球磨五か町村の合併勧告がなされた。

本村においては、依然、免田地区合併派と多良木地区合併派との意見の統一がみられなかったが、分村合併の研究、その他事情検討の結果、多良木地区に分村合併することは容易でないとの結論を得、結局、多良木町との分村合併派も従来

の態度を改め、五か町村全体の合併を条件として賛成の態度をとるようになった。同年七月二一日、村議会は出席議員全員により知事勧告どおり合併案を議決したが、隣村岡原村における合併賛成派、反対派の争いは続き、最終的には岡原村の合併反対、上村の態度保留等により、この地区の合併は達成されなかった。

【旧球磨郡深田村における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)

市制・ 町村制前	市制・町村制後現在まで
-------------	-------------

深田村

深田村

相良氏七〇〇年間、その政治の下に在った。明治七年の改正大小区制のもとにおいては、第一四大区第六小区に属した。二年の郡区町村編制法の施行により、大小区制が廃止されて戸長役場が設けられると、木上村と同一行政区域として統治された。二二年の市制町村制の施行により、木上村と組合村として発足していたが、二七年に分離し、深田村は単独村となり、以後終戦まで行政区域に変更はなかった。

なお、村名の由来は不明であるが、本村の地勢および地形等により選定されたものと思われる。また、いつ頃から「深田」と称されてきたかも明らかでないが、明治初期には「深田村」と称されていた。

2 町村合併促進法制定後の経緯

戦後、本村と川村の隣接地に開拓団が入り、開拓部落を形成した。この部落は、境界をはさんで両村に拡がっていたため、両村は行政事務の取扱いその他の関係でいづれかに編入する方が適当であるという結論に達し、昭和二七年七月一日、境界変更により川村の開拓部落一帯を本村に編入することを知事に申請し、翌年一月から施行された。

促進法の制定に伴ない昭和二八年(一九五三)十一月、県の合併試案として、深田村、免田町、上村、須恵村、岡原村の五か町村合併案が発表された。関係各町村で研究会、懇談会を重ね、三一年一月二〇日には関係五か町村長が免田町に会合し、合併促進協議会結成について協議した。また、同月二七日、村議会は、議会全員協議会を開いて具試案どおり合併を実現する運動を起すことを申し合わせた。同月三十一日、免田中学校において五か町村合併促進協議会を結成し、関係各町村は、本格的に合併問題と取り組むこととなった。三月一六日、県主催により、免田地区合併についての経過報告および将来の対策等の打合せ会が開催され、以後各部落において、座談会、研究会を重ねたが、結論を出すまでには至らなかった。

四月に入り、関係五か町村長名をもって促進法第五条の規定による協議会設置届を知事に提出し、数回にわたり協議会の総務委員会が開催されたが、各町村の意見の一致をみなかった。本村は、早急に合併すべしという意見を出したが、岡原村、上村は、財産区運営について不満を表わし、合併反対意見の方が強かった。このような事情から協議会は行きづまり、三一年一〇月二日の会議を最後として、協議会は自然解散の形となった。

三二年一月一二日に至り、知事による免田地区五か町村合併についての勧告がなされた。本村は、知事の合併勧告を受入れ、同年六月に合併議案を議会で可決し、免田町、須恵村と相協力して合併の早期実現を計ったが、隣村岡原村における合併賛成派と反対派の対立抗争は解けず、結局、岡原村の合併反対、上村の態度保留により、五か町村合併は見送られることとなった。

なお、本村の住民は最後まで勧告通りの五か町村合併を期待しており、なかには免田町、須恵村との三か町村による段階的合併をしようという意見もあったが、合併は実現しなかった。